

| | |
|-----|--|
| 裁判官 | |
| 認 印 | |

| | |
|--|---------------------------|
| 和 解 調 書 | |
| 事件の表示 | 平成22年(イ)第103号 |
| 期 日 | 平成22年4月19日 午後4時00分 |
| 場 所 | 大阪簡易裁判所和解室 |
| 裁 判 官 裁判所書記官 | 松 本 澄 清 山 田 啓 介 |
| 出頭した当事者等 | 申立人代理人 亀井尚也 相手方代理人 田中俊 |
| 手 続 の 要 領 等 | |
| <p>当事者間に次のとおり和解成立</p> <p>第1 当事者の表示 別紙のとおり</p> <p>第2 請求の表示 別紙のとおり</p> <p>第3 和解条項 別紙のとおり</p> <p style="text-align: right;">裁判所書記官 山田啓介</p> | |

当 事 者 目 録

〒655-0022 神戸市中央区元町通6丁目7番10号 元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内

申 立 人 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
代表者理事 清 水 巖

〒650-0015 神戸市中央区多聞通2丁目1番10号
第二法友会館3階

かけはし法律事務所(送達場所)

TEL 078-361-9494

FAX 078-361-9493

申立人代理人弁護士 亀 井 尚 也

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17番6号

相 手 方 株 式 会 社 法 学 館
代表者代表取締役 西 肇

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4丁目3番7号 北ビル4階

エヴィス法律会計事務所(送達場所)

TEL 06-4707-8004

FAX 06-4707-8006

相手方代理人弁護士 田 中 俊

申立の趣旨

申立人と相手方との間に別紙和解条項記載の趣旨の和解勧告を求める。

申立の原因及び争いの実情

1 当事者

申立人は、兵庫県神戸市に事務所を置いて、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止申し入れ、差止請求訴訟を行うこと等を主な活動内容とする特定非営利活動法人であり、2008年（平成20年）5月28日に、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定された（甲第1号証）。

相手方は、「伊藤塾」の名称で各種資格試験向けの予備校を運営している法人であり、大阪梅田校も存在している。

2 申立人から相手方への申し入れ

2007年（平成19年）3月当時、相手方が消費者と受講契約を締結するにあたって定めていた申込規約には、受講申込者ないし受講者からの解約に関して、講座開講日以降は以下の①～②の条件に該当する場合のみ解約ができ、社会通念上、個人的な事情と考えられる事由（経済事情の悪化、受講の時間がない、学習意欲の喪失など）による場合は、解約返金には応じられない旨が規定されていた。

① 受講申込者本人の死亡または、受講申込者本人の重大な疾病による受講不能

② 上記①に準ずる正当な理由があると相手方が認めた場合

そこで、申立人は相手方に対し、2007年（平成19年）3月2日付申入書をもって、上記の規定は実質的には受講者からの解約を一切認めないものであり、消費者の権利を制限しその利益を一方向的に害するので消費者契約法10条に反し無効であるとして、受講申込者による解約をいつでも可能とするよう、かつ支払い済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改めるよう、申し入れをした（甲第2号証）。

これに対し、相手方が、上記規定は消費者契約法10条に反しないとして申し入れに応じなかったため、申立人は相手方に対し、消費者契約法12条に基づく差止請求の訴えを提起することとして、2008年（平成20年）8月27日付で同法41条1項に基づく請求書を送付した（甲第3号証）。

3 申立人と相手方との交渉

上記請求書の送付を受けて、相手方は申込規約の改定を2回にわたって実施するとともに（甲第4号証が現在の相手方の申込規約である）、相手方からの申し入れにより、申立人と相手方との間で、1年以上にわたる交渉を続けて来た結果、このたび別紙のと通りの和解条項にて和解ができる見込みとなった。

すなわち、同和解条項によれば、

- ① すでに相手方は、受講開始の前後を問わず、かつ受講申込者の個人的事由も含めて、受講契約を受講申込者の側から自由に解約できる内容に規約を改定していることを相互に確認する。
- ② 相手方は、今後も受講契約の解約を制限する内容の契約を締結せず、受講契約の解約を制限する条項を記載した取引書類の配布やウェブページへの記載をしないことを約する。

③ 相手方の改定規約は遡及適用されることを確認する。

④ 相手方は、解約条項の改定について受講契約継続中の者のうち一定の者に個別に知らせることを約する。

等が主な内容となっており、これを裁判所での和解とすることについて、申立人と相手方は合意している。

4 結語

よって、申立人と相手方との間で、別紙和解条項のとおり起訴前の和解を行うため、本申立に及んだ次第である。

和 解 条 項

- 1 申立人と相手方は、相手方の申込規約にかかる、通学受講および在宅受講の場合の解約条項（以下「本件解約条項」という）として、以下の内容が現在適用されていることを確認する。
 - (1) 講座開講日前日までに解約を申請した場合は、理由の如何を問わず、解約による返金請求が可能である。
 - (2) 講座開講日以後に解約を申請した場合は、健康上の問題・経済的な問題・その他個人的な事由により、受講生またはその法定代理人が当該講座を継続できないと判断した場合には、相手方は解約に応じる。
- 2 相手方は、消費者と受講契約を締結するにあたって、本件解約条項に比して解約事由を制限する内容の解約条項（一定の事由がある場合に解約には応じるが返金しないとする条項も含む）を含む契約を締結しない。ただし、受講契約の金額が少額である場合に、解約申出者の希望により、現金で返金せずに相手方に対する一定の権利を付与することをもって返金に代用する場合があることを、妨げない。
- 3 相手方は、消費者からの受講契約の解約を制限する条項を記載した申込規約、講座申込書等の取引書類を消費者に配布しない。
- 4 相手方は、消費者からの受講契約の解約を制限する条項を記録した電磁的記録を相手方のウェブページ（モバイルサイトを含む）に記載しない。
- 5 申立人と相手方は、本件解約条項が、本件解約条項への規約改定前に相手方と受講契約を締結し、現在も受講契約が継続中の者（本件解約条項への規約改定前にすでに解約申し出をしたが、相手方が解約を認めなかったために、現在も受講契約が継続中とみなされる者を含む）に遡っ

て適用されることを確認する。

6 相手方は、本和解成立日から1ヶ月以内に、相手方のウェブページ(モバイルサイトを含む)の塾生向けページに別紙記載の内容を明記するとともに、受講期間が6ヶ月を超える受講契約を本和解成立日の時点で継続中の者(本件解約条項への規約改定前にすでに解約申し出をしたが、相手方が解約を認めなかったために、本和解成立日の時点で受講契約が継続中とみなされる者を含む)全員(ただし、住居所不明等のため相手方から連絡をすることが不可能な者を除く)に対し、以下のことを行う。

(1) Eメールアドレスが把握できる者に対しては、別紙記載の内容を添付ファイルの形式でEメールにて送信する。

(2) Eメールアドレスが把握できない者に対しては、別紙記載の内容の書面を郵送する。

7 相手方は、申立人に対し、本和解成立日から2か月を経過した日限り、本和解条項の履行状況を書面にて報告する。

8 相手方は、本和解条項を信義誠実に則り遵守することを約し、相手方が本和解条項に違反した場合は、遅滞なく違法状態を除去する。

(別紙)

受講生のみなさま

株式会社 法学館

当社は、このたび申込規約の解約条項を下記のとおり改定いたしました。

改定前の解約条項

(講座開講日以後に解約を申請した場合)

以下の①または②の条件に該当する場合は、解約による返金請求ができません。

① 受講申込者本人の死亡または、受講申込者本人の重大な疾患による受講不能の場合

(医師の診断書、またはそれに準ずる資料が必要です)

② 上記①に準ずる正当な理由があると伊藤塾が判断した場合

但し社会通念上、個人的な事情と考えられる事由(経済事情の悪化、受講の時間がない、学習意欲の喪失など)による場合は、返金できませんのでご注意ください。詳細については各校事務局にご相談ください。

↓

改定後の解約条項

健康上の問題・経済的な問題・その他個人的な事由により、受講生またはその法定代理人が当該講座を継続できないと判断した場合には、解約に応じますので、事務局にお問い合わせ、または事務局までおこしてください。

上記のような解約条項の改定により、従前は認めていなかった講座開講

日以後の個人的な事情による解約にも、応じることとなりました。

改定後の解約条項は、同条項の改定前に契約して受講契約を継続中のみなさま（解約条項の改定前にすでに解約を申し出られたものの、当社が解約を認めなかったために、現在も受講契約が継続中とみなされる方も含みます）にも遡って適用されますので、受講生あるいはその法定代理人の方が、受講を継続できないと判断された場合には、事務局までお申し出ください。

なお、改定後の解約条項は、伊藤塾のホームページ（お申込方法または塾生向けのページ）およびモバイルサイトにも掲載されておりますので、適宜ご参照ください。

これは正本である。

平成 22 年 4 月 19 日

大 阪 簡 易 裁 判 所

裁判所書記官 山 田 啓

